

山田みやこの活動報告

令和7年6月26日（木）

民主市民クラブ会派 県外調査

大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課より、大阪府居住安定確保について計画の概要説明を受けた。高齢者、障がい者、低所得者、DV被害者、外国人等住宅を確保することが困難な住宅確保要配慮者が、今後ますます増える傾向が予想される。そこで大阪府の取り組みを伺った。

1) 大阪府居住安定確保計画（令和3年度～令和12年度）

大阪府賃貸住宅供給促進計画と大阪府高齢者・障がい者住宅計画を統合した

A)セーフティーネット住宅（高齢者、障がい者、子育て世帯、DV被害者等の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅）にひとり親世帯向けシェアハウスの基準を追加

B)サービス付き高齢者向け住宅（高齢者が安心して快適に暮らせるようバリアフリー構造や一定の面積・設備基準を満たした住宅、安否確認や生活相談サービスを提供する賃貸住宅で、ある程度身の回りのことができる高齢者で自立した生活を送れる方向け）の小規模住宅の耐火要件を緩和

C)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標を
入居契約件数：年間17,000件
居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（現在26%）

D)主な取り組み

- ・居住支援法人、協力店、相談協力店、家賃債務保証業者、行政の住宅部局・福祉部局等の連携を強化し、地域の実情に応じた多様な居住支援体制の構築を協議する。
- ・公的賃貸住宅ストック等の貸し出しなどにより、居住支援法人の活動を支援する。



2) 居住支援法人・居住支援協議会の概要

A)居住支援法人とは住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

- ・指定される法人（R7.3末時点で全国で1,029法人）
株式会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人
- ・居住支援法人の業務
登録住宅の入居者への家賃債務保証、円滑な入居に係る情報提供、相談、見守りなど要配慮者への生活支援
- ・都道府県別では、大阪府が1位で192、兵庫県64、福岡県57、東京都52、神奈川県46、京都府40、千葉県39、愛知県37
そして栃木県は25法人

B)居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携する協議会



設立状況 155協議会（全都道府県 117市区町村）R7.3月時点

大阪府は7市（豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市、堺市、八尾市） R7.4月時点

山田みやこの活動報告

3) 大阪府居住支援連携体制構築促進事業補助金の交付

市区町村単位で居住支援協議会の設立に向けた事業に対してR4年度から補助金を交付している。
3年間継続の補助で初年度300万円、2年目200万円、3年目100万円
R7年度は10件の申請で合計2,200万円の実績あり

4) 居住支援研修会・交流会

・ R6年度、居住支援に関わる様々な関係者が集まり、居住支援のノウハウを学び、情報交換を通じた仲間づくりや地域の実情に応じた支援体制を整え、市区町村の居住支援協議会の設立につなげた。

・ R7年度はブロック別研修会、
地域単位での開催要望が多く上がっているために8ブロックに分けて開催予定。

5) あんしん・あんぜん賃貸検索システム

相談に応じる不動産業者と一定の質を備えた民間賃貸住宅の情報をインターネットで提供している
↓
栃木県も実施している

※大阪府の取り組みの居住支援連携体制促進のための事業補助金はいちへん有効である。本県の導入も必要と考える。